

津幡町立井上小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策定

令和 2 年 4 月改定

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ問題対策チームの常設及びいじめ問題対策委員会の開催

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、該当学級担任等からなる、いじめ問題防止等の対策のためのいじめ問題対策チームを常設し、児童アンケート集約後、月 1 回、いじめ問題対策委員会を開催する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- 先生あのおねアンケートの結果から、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 子供が「わかった」「できた」と実感できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 学習指導に際し、児童に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの三つの視点に留意する。
- 学校研究と絡め、話し合い活動を充実させ、全ての児童が安心して授業に参加できるようにする。

- 教職員が互いの授業を気軽に参観できる体制作りを進め、互いに学び合うことで授業改善を図る。
- (2) 道徳教育の充実
 - 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
 - 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
 - 道徳教育のねらいを全教職員で共通理解し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- (3) 規範意識の育成
 - 校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、児童が安心して学ぶことができる環境を作る。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組
 - 全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。
 - 自己有用感を育む意味を全教職員で共通理解し、教育活動の中で機会を捉え、児童の自己有用感につながる声かけを意図的に行う。
- (6) 縦割り班活動の実施
 - 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

4 いじめ早期発見のための取組

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、中学校や発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (2) 毎月「先生あのねアンケート」の実施

毎月「アンケート」を実施する。また、「アンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取り現状把握に努める。
- (3) ノート指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりするようにする。
- (4) 相談体制の整備
 - 毎月の「アンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
 - 「相談箱」を設置し、相談したい先生と相談できる機会を設ける。

- (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。
- (6) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - 中学校や保育所等と情報交換や交流学习を行う。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかにいじめ問題対策チームに報告し、チームの役割分担に沿って事実の有無を確認する。
- いじめの事実の有無に関わらず、いじめ問題対策委員会を開き、今後の対応について協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）
- (2) 重大事態への対処
 - 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
 - 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
 - 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。